本稿は、

## 公務員法における措置要求について(一)

佐 伯

祐

拒否判定と取消訴訟の利用可能性(以上本号)

却下判定に対する審査 棄却判定に対する審査

おわりに

は じ め に

員法に関する裁判例の動向は、大方、一九七〇年代のうちに安定または膠着化した感があるが、近年、措置要求につ 国家公務員法と地方公務員法にいう措置要求について、主に裁判例を素材として論じるものである。公務

だ限られているが、それらの裁判例は、取消訴訟との関わりで、行政法上の興味深い論点を提示してきた。裁判例が、 いては種々の事件が報じられている。その大半は却下判定の取消請求の事案であることから、裁判所による関与は未

団体協約締結権の範囲を間接に示す点は、公務員(労働)法の視点からも関心を呼ぶであろう。

措置要求をもって代償措置の一つとする前提をとることから、代償がないとすると保障されるべき労働基本権、

## 一 拒否判定と取消訴訟の利用可能性

地判一九五五(昭三〇)・七・二〇行集六・七・一八五八、およびその控訴審判決である広島高松江支判一九五七(昭三二)・一 否定の判断は、 利を侵害した処分とはいえないこと、に求められている。後者の判決では、処分性の否定と、本案における違法性の 員会の一方的に定めるところによること、従って、もともと控訴人には給与に関する権利侵害がなく、判定もまた権 要求を棄却した判定の取消を求めた。 書なるものが作成されたが、原告たる教員は、実際の給与が覚書の保障に満たないとして措置要求をなし、 勤務先とする再度の任命を行うこととなった。その際、 きなかった)。この命令に対して県教育委員会が取消訴訟を提起した後、 働委員会の復職命令を得ていた(争いが生じたのは地方公務員法の制定の前年であり、人事委員会に対する審査請求は利用で 二・一八行集八・一二・二二八六)。この事件では、非任意的に依願退職させられたと主張する県立高校教員が、 措置要求に対する人事委員会の判定が、抗告訴訟の対象となる処分かどうかは、 高裁も同じく訴えを不適法としたが、その理由は、覚書に基づく給与請求権は成立せず、給与額は教育委 分離されていない。 右の地裁判決は、 教育長と労働委員会会長との間で任命後の給与等に関して覚 判定に関係当事者を拘束する法律効果はないと述べ、 裁判上の和解が成立し、 早い時期に争われている(鳥取 県教委は他の高校を 地方労 訴えを

日直については手当の追加支給を、将来の宿日直についてはすべて県教委が人事委員会の承認を得る扱いを、 二八民集一五・三・五九五である。 判定をめぐる今日までの裁判例にとって、出発点となっている先例は、よく知られた最判一九六一(昭三六)・三・ 本件では、県立高校教員である原告は、宿日直の負担を不服とし、 既に行った宿

違法に却下または棄却の判定を受けたと主張する職員は「判定により直接その勤務条件に法律上の不利益を受けたこ 公法上の権利であり……[その権利は]憲法二八条に由来しその規定を職員について具体化したもの」であるとし、 集一○・八・一五九五)は、「人事委員会又は公平委員会の適法な判定を受けることは、それ自体が職員に保障された地 とを主張するものではなく……自己の措置要求権が侵害されたことを主張するものである」から、判定は行政処分で と判示した。これを正当としてほぼ同趣旨の判断をなした最高裁判決は、要約すると次のようになる(後で言及

れ措置されるよう、

人事委員会に要求し、棄却の判定を受けていた。

原判決

(東京高判一九五九

(昭三四)・八・三一行

する便宜のため、

番号をつけて整理したい)。

(1)員の権利ないし法的利益として保障する趣旨である。 職員の勤務条件の適正を確保するために、人事委員会(または公平委員会)の適法な判定を要求しうべきことを職 適用を排除し、 地公法四六条は、 団体協約締結と争議行為を否認し、労働委員会に対する救済申立の途をとざしたことに対応し、 実体法上具体的な措置の請求権を認める趣旨ではない。しかし、 同条は、 地公法が労組法の

(2)こととなる。これらの判定は職員の具体的権利に影響を及ぼすから、 審査の手続は適法であるがなお実体的な裁量の限界を越えて違法に棄却の判定がなされた場合にも、侵害される が違法であって、適法な手続により判定を受くべきことを要求し得る権利を侵害することとなる場合、 右の権利ないし法的利益は、①措置要求が違法に却下された場合はもとより、 行政処分に当たる。 ②棄却の判定に至る審査 および③ 一の手続

(3)見を表明すれば、職員が法的にも一層有利な地位に置かれることは否定できない。この意見の発表を要求しうべ 要求を認容する判定は、 多くの場合、 勧告的意見の表明に過ぎないが、人事行政の専管機関である委員会が意

らないとはいえない。

(4)措置要求の権能が一面で公的性質を持つからといって、要求を違法に却下または棄却する判定が行政処分に当た 同時に、勤務条件について不利益を受けた職員個人のためにも判定を要求しうべき地位を認めたものと解される。 き職員の権能は、 地公法四六条は、 一種の個人的権利ないし法的利益と解するに妨げがない。 個々の職員に職員全体の代表者として職員全体のために判定を要求しうべき地位を認めると

(5)げとはならない。 勤務条件について措置要求とは別個に司法的救済を求める途があるということは、 判定の処分性を肯定する妨

の おきたい。 L٧ かん、 問題を取り上げる。以下本章では、 右の判旨②が権利侵害の原因ないし判定の違法事由を三つに分けていることに応じて、次章では却下判定の適法性 特に措置要求の対象たる事項の範囲の問題を、三章では判定の本案における手続的または実体的な違法事由 判定の処分性ないし申請権の問題、 および判定取消請求の利益について触れて

ないとはいえない。 勧告の存在が懲戒における裁量濫用を根拠づける要素となる、というのであれば、 た勧告が実現されていないことを不服とする要求者が職務命令に違反し、これに懲戒処分が発動された場合において、 また、判旨(3)は、処分性ないし訴えの利益に関する最近の判例と、必ずしも親和しない。近時の最高裁判決で、丸 右の判旨(3の前半部分にいう「法的にも一層有利」の趣旨は、 しかし、 そのような場合まで想定されているかどうかは、 分かりにくい。 明らかではない。 勧告の影響は事実上のものに過ぎ 確かに、 例えば、 要求を認容し

刈りなどのルールを定める公立中学校の校則は個々の生徒に対して具体的な権利義務を形成するなどの法的 る例では、「法的」の語は極めて形式的・限定的な意味で使われている。 しないとする例や、 都市計画法に基づく開発許可の存在は違反是正命令を発する上において法的障害とならないとす 効果を有

れたと認める判例は、 しかし、先の判旨(1)・(2)と同様、 他にもある。すなわち、最大判一九六五(昭四〇)・七・一四民集一九・五・一一九八は、 取消訴訟による救済になじむ権利が、 労働基本権に配慮した法令によって賦与さ 地公

公務員法における措置要求について (一)(佐伯) あり、 え、その運用を単に地方公共団体の内部的自律権に委ねることなく、法令による統制に服せしめる趣旨に出たもので 務に専念すべき職員としては、[専従休暇がなければ]当該地方公共団体と効果的な団体交渉を行うことができず、 規定によれば非職員は職員団体に参加できないとの解釈を前提に、次のように判示している。「全勤務時間を通じて職 いては職員団体結成の実を失うこととなる……。[地公法と条例の]各規定は、職員に対し専従休暇の承認申請権を与 障する勤労者の団結権等に内在しないしはそれから当然に派生する固有の権利と解し得ない」としながらも、右の旧 法五二条 (一九六五年の改正前のもの) の下、「職員が休暇を得て職員団体の業務に専従し得ることは、憲法二八条の保 この限りでは、専従休暇の承認に関する処分に対しては、法的統制の実効性を保障する制度としての裁判所の

ては団交権と争議権の制約が、 の必要が、 それぞれ考慮された上で、どちらの場合も、 かつての専従休暇制度については制約された団結権・ 適法な審査と応答を要求する権利である申請権が法律または 団交権と職務専念義務との調整

しかも……行政庁の裁量に法的制約が課せられている処分に該当する」、と。このように、措置要求制度につい

法によって与えられた前記申請権に法的効果を及ぼすものであるから、

と解するのが相当である。そしてまた、本件専従休暇の不承認処分は行政庁の消極的行為

取消訴訟の対象たる行政処分で

49 条例によって賦与されている、

と判示されたのである。

あり、

ではあるが、

審査権限が及び得るもの、

すなわ 仮に

広島法学 23巻1号(1999年)-50 は、 ₽́ ち と考えるならば、 侵害の主張について現行法では取消訴訟の利用可能性が保障されるものと解される。他方で、 制度を定める個別の法律がなければ私人が民・刑事法の枠内で自由な営業をなしうることを前提に(ただ、その場合で もっとも、 独禁法などによる事業者一般に対する行政規制はなお及びうるが)許認可の申請権は憲法上当然に肯定され、この権利 憲法二八条と労組法が民間部門に関してそれ以前の民・刑事法と異なる規律を置くところを本来のベースライン おそらく異論のないところでは、 右の二者のうち専従休暇については憲法上当然に申請権が保障される、 民間部門と異なる制限(専従休暇に関連するものとしては、 営業の許認可制度においては、 職業選択ないし営業の自由を基礎として、 団結への参加資格制限と、 との構成も考えられる。 勤労者の団結について

度の存在をもって、職員団体に非職員の参加を認めないことの合憲性を肯定する論拠の一つとしている。 既に強い制約を受けていた団結権・団交権が意味をとどめるために不可欠の制度であった。 休暇を拒否することは憲法二八条違反ともなりうる、と解しているようである。先の一九六五年最判は、専従休暇 ろん最高裁はこのような論法はとらず、地公法と条例の解釈として申請権ないし処分性を認めるにとどまるが、 専従休暇は、 専従

申請権の肯定ないし拒否決定に対する司法審査の保障はやはり憲法の要求するところ、

と解することができる。

もち

制

厳格な職務専念義

務)を置く旧地公法の下、法令の範囲内であれ職員による有意義な団結と団体交渉の機会を保障するため、専従休暇の

度で「代償」の要素となりうるか、なお疑問の余地がある。先の判旨(1・2)は、一種の合憲解釈として支持されるべ 提となっているとすれば、 それを違憲というのは困難かもしれない。 他の 「代償」を強化する改正があればともかく、職員の申立が判定の端緒となるだけの制 しかし、 措置要求が代償措置の一つと判示されるとき、 申請権の肯定が前

告ほどの重みを持たないことからすると、

これに対し、

措置要求は、

労働基本権の行使とは異なる方法による勤務条件改善手段であり、

また、

毎年の給与勧

措置要求制度を定める法令が仮に申請権を否定する趣旨であるとしても、

きである。 違法な拒否判定が原因となって憲法二八条違反の疑いが生じる可能性は、 最高裁もあえて否定するところ

ではないであろう。

められる場合、行政庁のなす拒否決定に関し、取消訴訟による救済可能性が当然保障されるとの理解は、 示請求権を賦与したと一般に理解されていること、開示拒否をめぐる多くの裁判例において、非開示事由 の二点も想起されてよい。 情報公開に関する諸条例が、その種の条例を欠くと憲法二一条違反になるとはいえないとしても、 仮に立法政策の所産としても、 公文書開

時、 立されていると見てよい(9) の事実認定では触れられていないので(職員会議で原告が要望した時には賛同者は現れなかった、との認定はある。 職員室における禁煙と喫煙室の設置に関する要求が問題となった事案であるが、原告の主張によると、一九八三年当 争も含まれている。 裁判例の事案には、仮に民間部門で起こったとしてもそれ自体が団体交渉により解決が試みられたとは考えにくい 用に裁量を認めないという意味で通例は端的に請求権の存否が争われるが、争いの形式は取消訴訟によっていること、 三 原告は職場での分煙対策を職員団体の集会で訴えたものの、これを受け入れられなかったという。この点は判決 九六一年最判の判旨(1)は、措置要求の権利の存在理由を、労働基本権の制限に伴う立法的対応に求めるが、 例えば、名古屋地判一九九一(平三)・三・二二労民四二・二・一四六(二五七)は、公立中学校の 行政庁に対する申請権または処分の発給請求権が法令上認 今日既に確 の解釈・適 前掲一

国営企業労働関係法または地方公営企業労働関係法が適用される職員 (したがって、措置要求に関する国公法または地

る職員が要求をなす場面があることは確かである。

六○頁)、さしあたり真偽不明であるが、

常識的な予想に合う事態と思われる。いずれにせよ、少数者そのものに当た

公法の規定が適用されない職員)であれば、 団体交渉で処理事項を定められる苦情処理手続により、たとえ一人だけの苦

広島法学 23巻1号(1999年)-のは、 争い、 情であっても審理・裁定を受ける可能性がある。これに対し、企業職員でない職員の場合、不利益処分を審査請求で 又は意見を申し出る自由を否定されてはならない」(国公法一〇八条の五第九項、地公法五五条一一項)個々の職員として 最判において意識されていたかどうかは、 要求する途が 苦情処理手続を含む団体協約の締結が職員団体には否認されている限りでのことである。 他の問題については措置要求で取り上げることとする以外には、 ない。 それでも、 賛同者の乏しい職員が措置要求に頼らざるを得ないことが労働基本権の制限に関わる 明らかでない。ただ、職員団体への不加入にかかわらず「不満を表明し、 個別の苦情に関する審理・判断を権利として この点が一九六一年

障ない に必要とされてい 四 が、 裁判例上、 前者の利益が後者の利益と一応別個にかつ現実に存続することは、 (i)要求者である職員個人の利益は同一の勤務条件に服する他の職員多数の利益と同質であっても支 判定取消請求の利益を肯定するため

団体的な支持から遠い要求についても、

措置要求の申請権が保障されている、

と解すべきであろう。

まず、訴えの利益ないし原告適格に関わる(j)の論点が争われた事例は、名古屋地判一九七五 (昭五〇)・三・三一判

るものであること明らかであり、必ずしも原告の個別具体的利益と直接の関連性があるものといえないから、 従って排斥したが、他方で、「本件判定は原告の所属する職場の諸施設・環境の整備改善等職場全体の執務環境に関す 要求をなし、 時八○四・二八およびその控訴審判決である名古屋高判一九七六(昭五一)・一・二九行集二七・一・一四七である。 市立中学校教員である原告が勤務校における男女別のトイレ設置、職員休養室・更衣室の設置などの措置 次いで棄却判定の取消を求めた。 一審判決は、 処分性を否定する人事委員会の主張を一九六一年最判に 原告が

(一) (佐伯) 求者に取消訴訟の利用を否定するのは、一九六一年の最判(判旨①と④)に適合しないと思われる。 関する問題と捉えながら(次章で見るように、一般に他の裁判例も「勤務条件」をこのように広く理解している)、本件の要 ていない。 訴の利益を有するものといわなければならない」、と。この控訴審判決と矛盾する判断をなした裁判例は、その後現れ 具体的利益を有するのみならず、本件判定によって自己の措置要求権が侵害されたことを主張しているのであるから、 含まれているのである。……本件の場合、給与や手当等の問題に較べて、 利益を受ける者は、 右の一 控訴審判決は、これを破棄・差し戻して、次のように述べる。すなわち、「「執務環境の」改善によって、 控訴人は、その主張する職場の一員として、現在の勤務条件 (職場環境) に不便を感じており、 審判決が、金銭の支給や勤務時間のありかたとは異なる物的執務環境の快・不快もまた勤務条件に 措置要求者と職場を同じくする者全体であって、この利益を享受する者の中には、 さらにこれを不服として司法裁判所に対し救済を求めることは訴えの利益がなく、 控訴人が個人として受ける不利益は、 要求者自身も 原告適格を欠

個別

本件判定について、

公務員法における措置要求について 裁判例は、 これに対し、 他の取消訴訟一般との区別を認めていない。東京高判一九七五(昭五〇)・一・一三行集二六・一二・一三 狭義の訴えの利益に関するiiは、 一九六一年の最判においてはオープンな論点である。 そのため

先に三で見た非喫煙者の要求に関する事件の控訴審判決であるが、控訴人の二名とも棄却判定の後に別の中学校に転 判定の取消請求は不適法と判示した。また、名古屋高判一九九二(平四)・一○・二九労民四三・五=六・一一○八は、 ることから、もはや人事委員会において措置を指示する余地はない>として(勧告する余地はない、という趣旨であろう)、 九五は、〈高校教員である要求者は優遇退職勧奨の実施を求めたが、棄却判定の翌年三月末日をもって依願退職してい

53 らは法律上の保護に値すべき何らの具体的利益をも有しなくなった」と判示し、原判決を取り消した。すなわち、

任していることから、「かつて勤務していた当該中学校に喫煙室が設置されるか否かの点については、

もはや、控訴人

そ

する問題点が扱われる場合であっても、判定の取消請求は、高い確率をもって訴えの利益を失うことになりかねない。

を維持したと伝えられる。したがって、平均的な転任人事の実施と裁判の遅延とを前提とすると、ほとんどの庁舎に共通 判決は、控訴審で誤りとされたのである。そして、最高裁も未公刊の判決(一九九三(平五)・三・二六)で右の控訴審判決 民間企業の実情を一定程度調査して判定した、と認定し、取消請求を棄却していたが(判時一三九四・一六〇)、この本案 ることなどから」人事委員会は要求者が勤務する職員室の空気測定を行った他、他の政令指定都市・近隣の自治体や 喫煙室の整備には予算的裏付を必要とするが、より広い範囲の問題として考えた場合直ちには対応しかねる問題であ の原審は、「問題自体が必ずしも原告らの勤務校に特有なものでなくより一般的なものであること、物的施設としての

(2) 最判一九九三(平五)・九・一〇民集四七・七・四九五五を(1) 最判一九九六(平八)・二・二二判時一五六〇・七二を参照

六一最判との共通性を指摘している。

- 3 最判一九九三(平五)・九・一○民集四七・七・四九五五を参照。ここでは、これらの判例の当否には立ち入らない 阿部泰隆•行政裁量と行政救済七九頁以下「裁量的決定の処分性」(一九八七、初出一九八二) は、既に、この判決と前記の一九
- 4 とも、 上宏二郎「行政過程における私人の権利」現代行政法体系2三九〇頁(一九八四)、芝池義一「『行政手続法』における申請・届出 つ広義の用法をとる例として、今村成和・行政法入門一六四-一六六頁(第六版、一九九五)、遠藤・前掲書一四七頁を参照。もっ とを申請者が要求する権利とあわせて、本文に示した広義の申請権を語ることができる。措置要求に関する一九六一最判を引きつ に関する一考察」論叢一三九巻六号一頁以下 (五頁) (一九九六))。これを狭義の申請権というとすれば、応答が適法になされるこ の関わりで、申請に対する審査と正式の応答を求める権利に限定する用語法もある(遠藤博也・実定行政法五一頁(一九八九)、川 「申請権」の意義については、応答の適法性いかんの問題はひとまず措き、行政手続法(七条)または不作為の違法確認訴訟と 右のように広狭の区別は可能であるが、狭義の申請権が応答の適法性に対する要求の権利を伴わない制度は、わが国では未

だ考えにくいのではないか。狭義の申請権だけが存する例外的な仕組みとして、「申請制度の目的がもっぱら公衆の利益ないし行政

- 九号一二一頁(一九七三)を参照。 の内部的適正の維持にあり申請人はいわば検察官的な役割を負うにすぎない」という制度を想定する小早川光郎
- を参照。申請権と憲法を関連づける先駆的な説としては、田中真次「拒否処分に対する抗告訴訟について」曹時七巻一一号九頁以 する営業の自由の実現・具体化については、遠藤・前掲注(3)四四一四八頁、六一一六二頁、および小早川・前掲注(4)一二〇頁 営業の許認可に関して申請権の基礎づけを憲法に求めることは、さしあたり実益のある議論ではないが、許認可手続を出発点と
- 後者の説明に労働基本権への配慮を加えると、一九六一年最判の判旨(1)・2)が導かれるであろう。措置要求に関して申請権ないし処 求権がない場合でも、申請者には、違法な不適法却下の処分、違法な手続による処分、または裁量の限界を越えた(もしくは人種 の警察許可の申請)や、恩給法に基づく受給権の裁定については、実体法上、具体的な処分の請求権があるとし、第二に、 職員団体参加を否定しながら専従休暇を与えないとすれば「職員が勤労者として保障されている団結権ないし団体交渉権は事実上 度であり、 信条等による差別に基づいて行われた)処分について、破棄差戻の意味での取消判決を求める権利が認められる、と述べる。 分性を肯定することには、判旨(3の疑わしさに見る弱みもあるので、ここでは憲法または条理上の法原則に訴えることが有用である。 最高裁判所判例解説民事篇(昭和四○年度)二三八頁(渡部吉隆調査官解説)は、専従休暇は法律によりはじめて認められた制 (一九五五) がある。同論文は、第一に、憲法上の自由権に基づく請求としての申請 (例えば屋外集会の許可、 団結権または団体交渉権に内在しまたはこれから当然に派生する固有の権利に基づくものではない、しかし、非職員の 建築確認、 この請

奪われることとなるので、この意味において、違憲の問題が生ずるにすぎない」、と述べる。この「違憲の問題」は憲法二八条違反

とを認めざるを得ないはずではなかったか。それとも論者は、職員の労働基本権制限一般について、代償措置があるから構わない 以外に考えにくい。そうであれば、論者も、旧地公法の下では、職員が何らかの専従休暇を要求する権利は「当然に派生」するこ

暗黙のうちに割り切っていたのであろうか。

- 当然に取消訴訟の対象と認められるべきである。処分性の問題は争点とならず、在籍専従の不許可に対する取消請求を棄却した裁 が制約を受けること(青木宗也=室井力編・基本法コメンタール[新版]地方公務員法二六六頁[前田達男](一九九一))から、 判例として、大阪地判一九九二(平四)・一〇・二判タ八一五・一九三を参照 民集一九・五・一二〇六を参照。なお、一九六五年改正以後の在籍専従の不許可についても、これによって職員団体の役員選出
- 8 最大判一九七三(昭四八)・四・二五刑集二七・四・五四七(全農林判決)を参照。

12

点〈公共部門関係〉三〇九頁以下(日本労働協会、一九七八)を参照。

- 9 三三、福岡高判一九九一(平三)・四・一〇行集四二・四・五三六などを参照。また、学説では、塩野宏「救済の行方」法教四九号 京高判に関する畠山武道「判批」判評三二六号一八八頁以下(一九八六)を参照。 一一三頁以下(特に一一六頁)(一九八四)(塩野=原田・行政法散歩二四〇頁以下(一九八五)に所収)、および右の一九八四年東 東京高判一九八四(昭五九)・一二・二○行集三五・一二・二二八八、東京高判一九九○(平二)・九・一三行集四一・九・一四
- 10 ので、取消訴訟によることは現行法のもとでも本来必然的とは思われない。 ただ、情報公開の場合は、非開示決定の理由提示の違法が問題となるときを別として、争いの実質は開示義務づけの適否にある
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 国企労法四〇条一項一号、および、地公労法一七条一項によって準用される地方公営企業法三九条一項を参照

やや古いが、旧公労法の下での苦情処理手続の実情については、労使関係法研究会報告書(上)・労使関係法運用の実情及び問題

- 13 で考慮した分析ではないであろう。 告の個別的利益と密接に関連する場面で、原告適格を肯定する余地を認めようとするが、これは、措置要求のような例外的制度ま 訟と法律上の利益・覚え書き」成田古希『政策実現と行政法』四三頁以下(一九九八)は、 断基準を、ここに持ち込むべきではない。なお、原告適格に関する一般的な判例法理を改善する提案として、小早川光郎「抗告訴 そのものの権利性ではなく、要求について適法な審査・判断がなされたかどうかである。取消訴訟の原告適格に関する一般的な判 件)が念頭に置かれているのであろう。しかし、一九六一年最判に従えば、措置要求に関して問題となるのは、設備の設置・改善 の基礎づけに不足とされる現状(最判一九八五(昭六〇)・一二・一七判時一一七九・五六、公有水面埋立免許に関する伊達火力事 論は正当であるとする。ここでは、良好な自然環境を享受する利益はもちろん原告の生業に関わる重大な経済的不利益も原告適格 が職員一人一人の具体的権利ないしは法的利益に該当するかという点である」と述べ、「現在の訴訟理論からいえば」一審判決の結 控訴審判決には触れていない。そして、論者は、「問題は、本件のような休憩設備、休養室、更衣室、 塩野=菅野=田中舘編・公務員判例百選九二頁(一九八六)(田中舘照橋)は、見落としによるものか、 原告の主張が公益に関わると同時に原 冷房などの設備の設置・改善 本文の一審判決を解説し、
- 14 訴えの利益を欠くに至ったと判示した事例) が同校へのローテーション勤務導入反対などの要求をなしていたところ、棄却の判定後に研修所への転任がなされたことを理由に、 労判七三二・七五の判例ダイジェストで紹介されている東京地判一九九七(平九)・八・四 が、判決要旨の中で言及している。 (都立職業技術専門校に勤務する職員